
規 則

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（公表の方法）

第2条の2 条例第3条第1項ただし書の規則で定める方法は、県庁前の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第3条中「高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課」を「高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課」に改める。

第7条第4項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第23条第3項中「又は第4項」を削り、同項第4項中「助成金の支給を行ったときの届出書は」を「届出書は、」に改め、「、海外への送金又は金銭の持出を行うとき（同条第3項の規定により事後に届け出るときを含む。）の届出書は別記第23号様式に」を削る。

第24条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条中「又は第4項」を削る。

第25条第1項中「別記第24号様式」を「別記第23号様式」に改める。

別記第4号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第5号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定に」を「特例認定に」に改め、「及び第4項」を削る。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第17号様式及び別記第19号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第21号様式中「（仮認定）を」（特例認定）に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、「（その金額が200万円以下の場合に限ります。）」を削る。

別記第22号様式中「認定又は仮認定」を「認定又は特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第23号様式を削る。

別記第24号様式中「認定（仮認定）を」（認定（特例認定）に、「又は仮認定」を「又は特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則